

令和8年度 第1回沖縄県国民保護協議会 審議概要

日時: 令和8年8月12日(水)14:00～15:00
場所: 沖縄県庁4階講堂

沖縄県

沖縄県国民保護協議会とは

- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下、「国民保護法」という。）第37条に基づき、設置されています。
- 県の区域に係る国民保護のための措置に関し、広く住民の意見を求め、県の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するために設置されています。
- 県知事の諮問に応じて県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議します。

沖縄県国民保護協議会の組織

- 沖縄県国民保護協議会の組織は、国民保護法第38条、沖縄県国民保護協議会条例により定められています。

会長・・・沖縄県知事（法第38条第2項）

委員

- ✓ 県知事が任命【法第38条第4項】
- ✓ 任期は2年（再任も可）再任も可【法第38条第5項】
- ✓ 定数は50人以内【条例第2条第1項】

沖縄県国民保護協議会 委員

国民保護法第38条第4項

1号委員	指定地方行政機関の長又はその指名する職員(9名) ※九州管区警察局長、沖縄総合事務局長、第十一管区海上保安本部長、沖縄気象台長、等
2号委員	防衛大臣が指定する陸上・海上・航空自衛隊に所属する者(3名) ※陸上自衛隊第15旅団長、海上自衛隊佐世保地方総監、航空自衛隊南西航空方面隊司令官
3号委員	副知事
4号委員	県教育委員会教育長、県警察本部長
5号委員	県の職員 ※知事公室長、企業局長、病院事業局長
6号委員	市町村の長、消防長 ※市長会会長、町村会会長、県消防長会会長
7号委員	指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員(18名) ※NTT西日本沖縄支店長、日本銀行那覇支店長、日本赤十字社沖縄県支部事務局長等
8号委員	有識者(国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者)

沖縄県国民保護計画

- 沖縄県国民保護計画は、県が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第34条第2項各号に掲げる事項について定めています。

- 1 県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- 2 県が実施する避難の指示、救援の実施等国民保護措置に関する事項
- 3 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- 4 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画を作成する際の基準となるべき事項
- 5 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- 6 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 7 その他県の区域に係る国民保護措置に関し知事が必要と認める事項

沖縄県国民保護計画の構成

- 第1編 総則
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

沖縄県国民保護計画の変更手続

- 計画作成時と同様、国民保護法第37条第3項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議することとなっています。
- ただし、政令で定める軽微な変更については、県国民保護協議会への諮問及び内閣総理大臣への協議は要しないこととされています。

【政令で定める軽微な変更】※武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令

- ✓ 行政区画等の名称の変更、住居表示の実施若しくは変更に伴う変更
- ✓ 都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う変更
- ✓ 誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

これまでの計画変更について

- 沖縄県国民保護計画は平成18年3月に作成され、これまで8回変更しております。
- 大きな変更としては、平成26年2月の変更で、都道府県の区域を越える避難の場合において、避難先都道府県知事に対し、国民保護法第13条の規定に基づき、事務の委託手続きを行うことを原則とすることを明確にしました。

これまでの	○平成19年3月	○平成20年3月	○平成21年3月	○平成24年3月
改正時期	○平成26年2月	○平成27年4月	○平成29年3月	○平成30年4月

沖縄県国民保護計画の変更(素案)のポイント

- 国の「国民の保護に関する基本指針」が令和8年3月31日に変更されたことに伴う変更

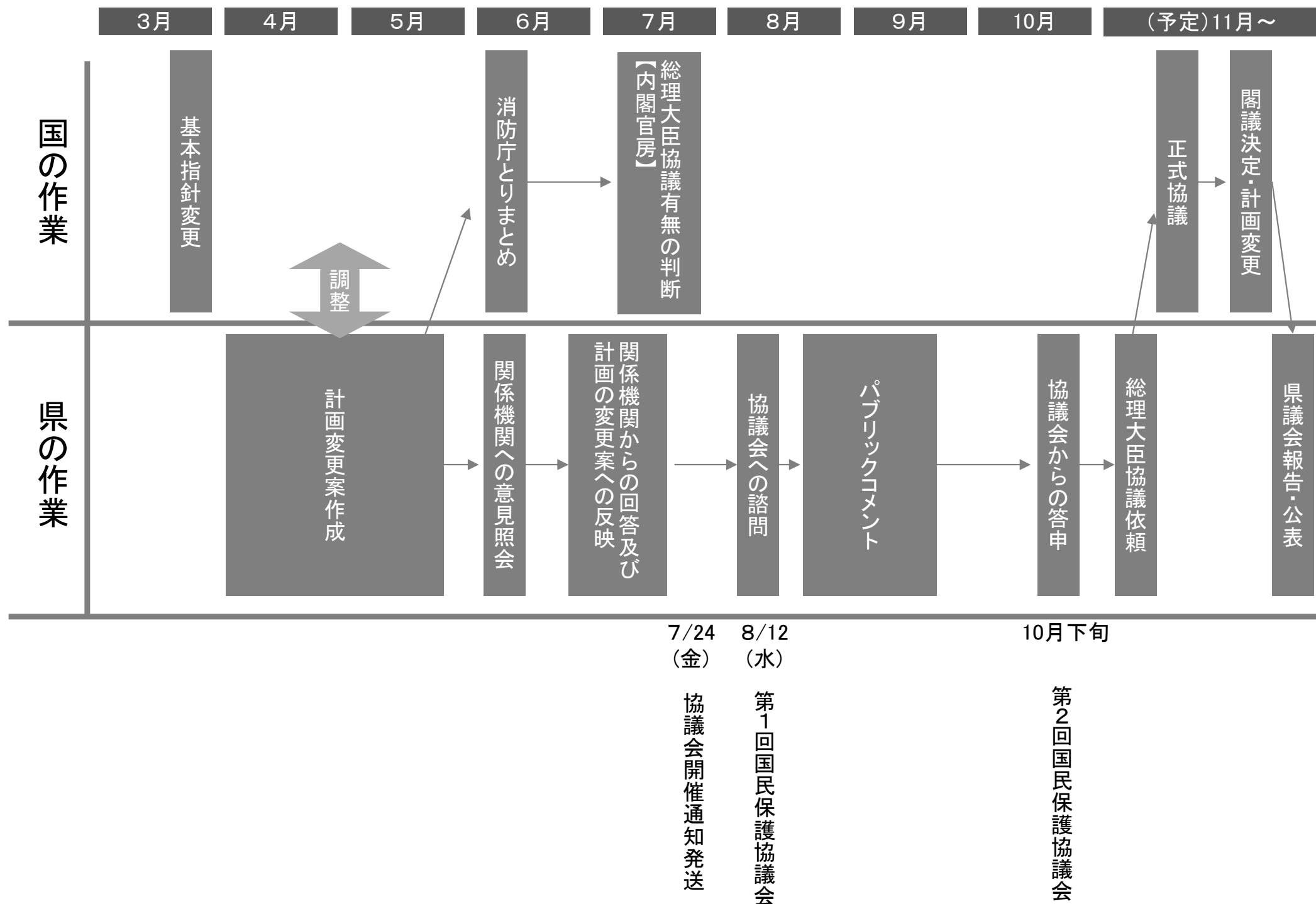
【要協議事項】

- ✓ 国民保護法施行令の改正(令和7年8月)により、救援に「福祉サービスの提供」を追加したことに伴う変更
 - ✓ 保健・医療・福祉の連携を行うため、自然災害と同様、保健医療福祉活動の総合調整を行う体制の整備が重要であることから、その旨を明記。
 - ✓ 沖縄県国民保護訓練の検討を踏まえた変更
- その他、関係機関等の組織の名称の変更、統計の数値の修正等に伴う変更
 - ✓ 米軍施設等、沖縄県内にある空港施設等の更新等に伴う変更
 - ✓ 沖縄県行政組織の変更に伴う修正
 - ✓ その他、地域防災計画の変更等にもともなう記述の修正

沖縄県のパブリックコメント制度の流れ

- 1 沖縄県国民保護計画(素案)を作成
 - 2 (素案)及び参考資料を公表
 - ・ 公表資料((素案)、新旧対照表)
 - ・ 公表方法(県HP掲載、所管課、行政情報センター、宮古行政情報コーナー及び八重山行政情報コーナーで閲覧)
 - 3 県民が意見等を提出する(提出期間:1か月以上、提出方法:郵便、電子メール等)
 - 4 県民から提出された意見等の検討
 - ・ 考慮できる意見等については、その意見等に基づき、(素案)を修正する。
 - ・ 考慮できない意見等については、その意見等に対する県の考え方をまとめる。
 - 5 意思決定した(素案)等を公表
 - ・ 公表資料(意思決定された(素案)、提出された意見等の概要、意見に対する県の考え方)
 - ・ 公表方法(県HPへの掲載、所管課、行政情報センター、宮古行政情報コーナー及び八重山行政情報コーナーで閲覧)
- (沖縄県県民意見公募手続実施要綱を基に作成)

沖縄県国民保護計画変更のスケジュール(案)



沖縄県の国民の保護の主な取組について

➤ 沖縄県国民保護図上訓練の実施

- ✓ 令和5年3月17日 国民保護図上訓練
- ✓ 令和6年1月30日 国民保護共同図上訓練
- ✓ 令和7年1月30日 国民保護共同図上訓練
- ✓ 令和8年1月29日 国民保護共同図上訓練

➤ 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施

- ✓ 令和4年11月30日 与那国町(与那国町活性化施設)
- ✓ 令和5年1月21日 那覇市(なは市民協働プラザ)
- ✓ 令和6年2月12日 石垣市(石垣市民会館)
- ✓ 令和7年5月18日 浦添市(浦添カルチャーパーク)

➤ 国民保護における市町村支援の実施

- ✓ Jアラート研修(R8.4、R7.4、R6.4)
- ✓ 避難実施要領のパターン作成研修(R7.8、R6.9、R5.9、R5.12)